

■福岡 BRT システム検討会議について【概要】

■趣旨

福岡市では、平成 27 年 3 月に策定した「福岡市総合交通戦略」において、「公共交通を主軸とした総合交通体系づくりの推進」を目的とし、「都心部において公共交通幹線軸の形成を図る」ことを施策のひとつに位置づけている。

また、都心部においては、「都心循環 BRT」をはじめとして、「BRT 専用走行空間」、「地下鉄などとの乗り継ぎ利便性向上」、「都心周辺部駐車場」、さらに「バス運行の効率化」などに総合的に取り組み、自動車交通の削減・抑制や公共交通への利用転換を図ることによって、人を中心とした歩いて出かけたくなるまちを目指すこととしている。

そこで、都心循環 BRT システムについて、「BRT 専用走行空間」や「バス運行の効率化」などを具体的に検討するため、「福岡 BRT システム検討会議」を立ち上げる。

■会議の進め方

- ・本会議において、都心部における交通課題を整理し、福岡 BRT のシステムデザインについて方向性を意見交換・共有する。
- ・本会議において、BRT 専用走行空間や、バス運行効率化などの個別施策については下記WGにおいて検討を行うことを意見交換する。
- ・本会議メンバー

| 所属 | 役職 | 備考 |
|---------------------|---------|--------|
| 福岡大学工学部社会デザイン工学科 | 教授 | |
| 九州大学工学部地球環境工学科 | 助教 | |
| 西日本鉄道(株)自動車事業本部 | 計画部長 | |
| 西日本鉄道(株)まちづくり・交通企画部 | 部長 | |
| 福岡市道路下水道局 | 計画部長 | |
| 福岡市交通局 | 総務部長 | |
| 福岡県警察本部交通部 | 交通規制課長 | オブザーバー |
| 国土交通省九州運輸局 | 自動車交通部長 | オブザーバー |
| 福岡市住宅都市局 | 都市計画部長 | 事務局長 |

- ・本会議で検討する事項は、福岡市や西鉄などが協力して取り組む事項とする。
- ・本会議の下に項目ごとに課長級の WG を設置する。

■WGにおける検討項目

①BRT 専用走行空間について【事務局：福岡市】

道路区間ごとの専用走行空間のあり方（活用方法含む）、整備計画などを検討。

②バス運行効率化について【事務局：西日本鉄道㈱】

連節バス導入時の効率的なバス運行のあり方、バス路線の効率化に必要な乗継拠点整備などを検討。

※①、②については、WGを設置し、検討を進める。

※公共交通の乗継利便性向上については、別途、検討していく。

※自動車交通の削減・抑制を目的とした、地下鉄七隈線の延伸などによる鉄道ネットワークの強化や幹線道路ネットワークの形成、様々な交通マネジメント施策については福岡市において推進していく。

※都心周辺駐車場の確保については、福岡市において検討していく。

※その他、必要に応じWGを設置する。

■スケジュール（予定）

- ・平成28年中のとりまとめを目指す。

福岡BRTシステム検討会議 設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「福岡BRTシステム検討会議（以下、「検討会議」という。）」と称する。

(目的)

第2条 都心部においては、「都心循環BRT」をはじめとして、「BRT専用走行空間」、「地下鉄などとの乗り継ぎ利便性向上」、「都心周辺部駐車場」、さらに「バス運行の効率化」などに総合的に取り組み、自動車交通の削減・抑制や公共交通への利用転換を目指しているため、具体的な施策について、専門的な見地などから意見交換、助言を行うことを目的とする。

(組織及び委員)

第3条 検討会議は、学識経験者、西日本鉄道株式会社、交通管理者（オブザーバー）、九州運輸局（オブザーバー）、福岡市の委員を基本として構成する。

ただし、必要に応じ、委員を追加する。

2. 委員の任期は、検討会議が設置された日から第2条の目的を達成する日までとする。

(検討会議)

第4条 検討会議は、事務局が招集し、会議の進行にあたる。

(検討会議の公開)

第5条 検討会議は公開とする。ただし、検討会議が「福岡市情報公開条例」第7条各号に該当するときは、非公開とする。

(守秘義務)

第6条 委員は、検討会議で非公開となった内容について、守秘義務を負うものとする。

(事務局)

第7条 検討会議の事務局は、福岡市住宅都市局都市計画部公共交通推進課に置く。また、事務局を統括するため事務局長を福岡市住宅都市局都市計画部長の職をあてる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は、事務局が各委員と協議の上、定める。

附則

この要綱は平成27年12月28日から施行する